

無線設備の技術的条件(案) 第4回作業班からの変更点

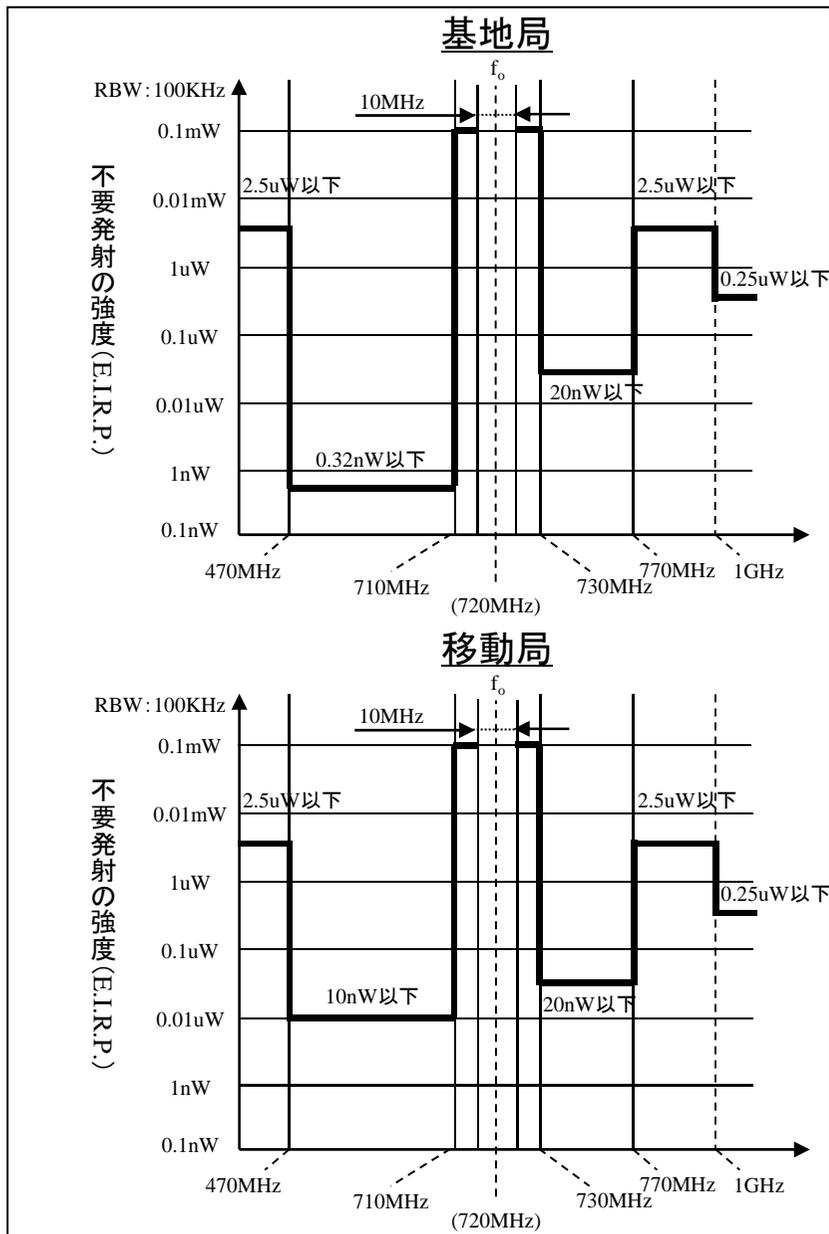
項目	内容
1 一般的条件	
(1)通信方式	同報通信方式、単向通信方式 、又は 単信方式であること。
(2)通信の内容	通信の内容はデジタル化された主としてデータ信号の伝送を行うものであること。
(3)使用周波数	使用周波数は、715MHz を超え 725MHz 以下であること。 <u>使用する無線周波数帯は 700MHz 帯とすること。</u>
(4)セキュリティ対策	不正使用を防止するため必要に応じて通信情報の保護対策を講ずることが望ましい。
(4)使用環境条件	規定しない。
2 技術的条件	
2.1 送信装置	
(1)空中線電力	基地局及び移動局において、1MHz の帯域幅における平均電力が 10mW 以下であること。
(2) 空中線電力の許容偏差	空中線電力の許容偏差(指定または定格空中線電力からの許容することができる最大の偏差)は、基地局にあつては上限 20%、下限 50%であること。移動局にあつては上限 50%、下限 50%であること。
(3)周波数の許容偏差	基地局及び移動局において、 $\pm 20 \times 10^{-6}$ 以内であること。
(4)変調方式	直交周波数分割多重方式であること。
(5) 占有周波数帯幅の許容値	占有周波数帯域幅は、9MHz 以下であること。
(6)伝送速度	信号の伝送速度は、5Mbit/s 以上であること。ただし、無線設備は 10Mbit/s 以上の速度で信号を伝送できるものでなければならない。
(7)等価等方輻射電力	基地局及び移動局において、1MHz の帯域幅における等価等方輻射電力は 10mW 以下であること。
(8)不要発射の強度の許容値 (別紙参照)	<u>① 使用周波数帯が 715MHz を超え 725MHz 以下の場合</u> <u>ア 隣接する電気通信システムが上りの場合</u> <u>イ 隣接する電気通信システムが下りの場合</u>

	<p><u>② 使用周波数帯が 755MHz を超え 765MHz 以下の場合</u></p> <p><u>ア 隣接するシステムが FPU、ラジオマイクの場合</u></p> <p><u>イ 隣接する電気通信システムが低周波側：上り、高周波側：下りの場合</u></p> <p><u>ウ 隣接する電気通信システムが低周波側：下り、高周波側：上りの場合</u></p>
2.2 受信装置	
(1)副次的に発する電波等の限度 <u>(報告書参照)</u>	<p><u>① 使用周波数帯が 715MHz を超え 725MHz 以下の場合</u></p> <p><u>ア 隣接する電気通信システムが上りの場合</u></p> <p><u>イ 隣接する電気通信システムが下りの場合</u></p> <p><u>② 使用周波数帯が 755MHz を超え 765MHz 以下の場合</u></p> <p><u>ア 隣接するシステムが FPU、ラジオマイクの場合</u></p> <p><u>イ 隣接する電気通信システムが低周波側：上り、高周波側：下りの場合</u></p> <p><u>ウ 隣接する電気通信システムが低周波側：下り、高周波側：上りの場合</u></p>
3 制御装置	
(1)混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの。
(2)電気通信回線との接続	<u>当該無線局は、電気通信回線に接続することを考慮すること。</u> <u>端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、48 ビット以上の識別符号を有すること。</u>
(3)キャリアセンス機能	<u>自システムの他の無線設備から発射された電波に対して干渉を与えないようにキャリアセンス機能を有すること。</u> <u>① 基地局にあつては、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない。</u> <u>② 移動局にあつては、受信装置の空中線端子における電力が-53dBm 以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。</u>
<u>(4)送信時間制御機能</u>	<u>① 基地局にあつては、任意の 100ms の時間内の送信時間の総和は 10.5ms 以下であること。</u> <u>② 移動局にあつては、1 回の送信時間は 0.33ms 以下であり、かつ任意の 100ms の時間内の送信時間の総和は 0.66ms 以下であること。</u>
4 空中線	

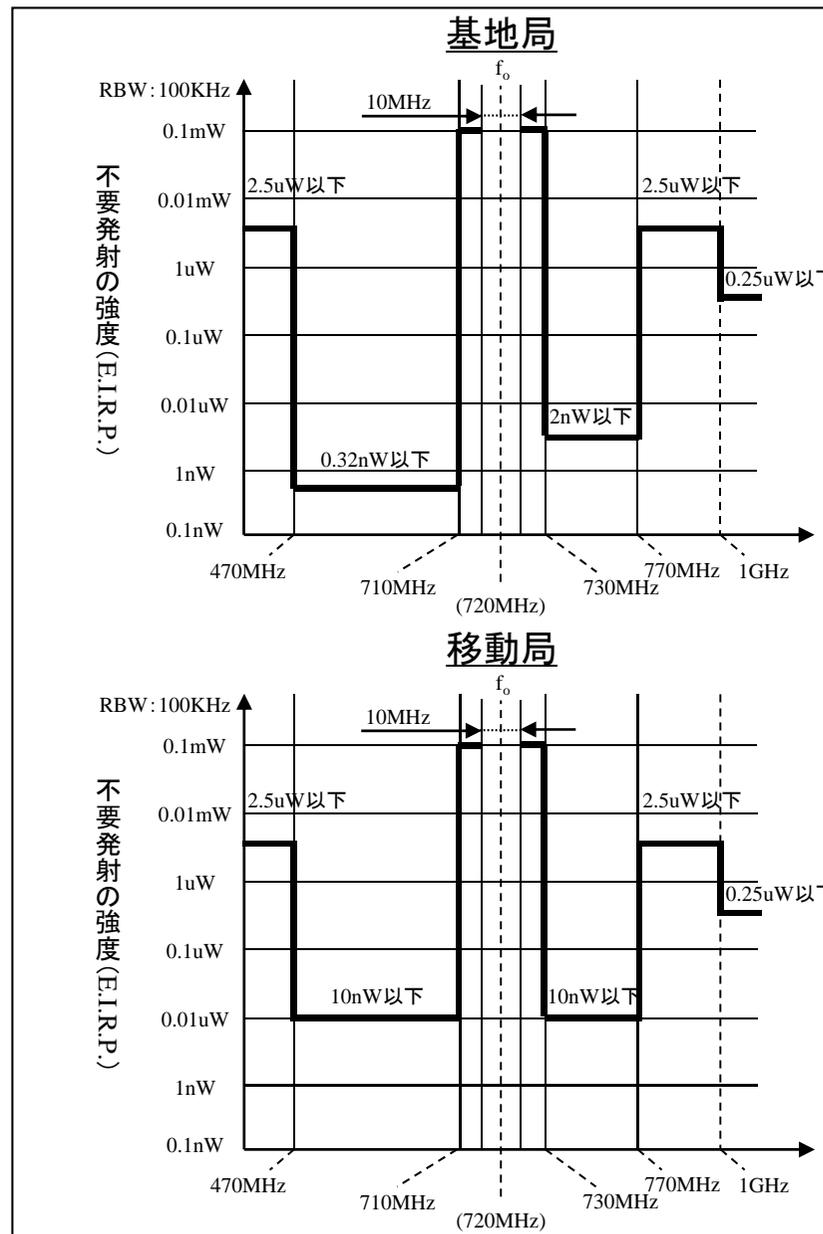
(1)空中線の構造	規定しない。
(2)空中線の利得	<p>規定しない。</p> <p>送信空中線の絶対利得は、0dB 以下であること。</p> <p>ただし、等価等方輻射電力(1MHz の帯域幅における平均等価等方輻射電力)が、絶対利得 0dB の送信空中線に平均電力が 10mW (1MHz の帯域幅における平均電力が 10mW)の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を、基地局にあつては 13dB まで、移動局にあつては 5dB まで、送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p>
(3)偏波	<p>垂直偏波とすることが適当である。</p> <p>(第2章2. 2節 抜粋</p> <p>「本システムの移動局においては、水平面内に無指向に電波を送信する必要があることから、移動局と基地局は共に垂直偏波とすることが望ましい。しかしながら、多種の車両に移動局アンテナが搭載され様々な道路を走行することを考慮すると確実な垂直偏波の設定が困難であり、規定しないことが適当である」)</p>
5 その他	
(1) 筐体	空中線系を除く高周波部および変調部は、容易に開けることができないこと。

不要発射の強度の許容値 その1 (案)

①(ア) 720MHz帯、隣接が移動通信システム上り

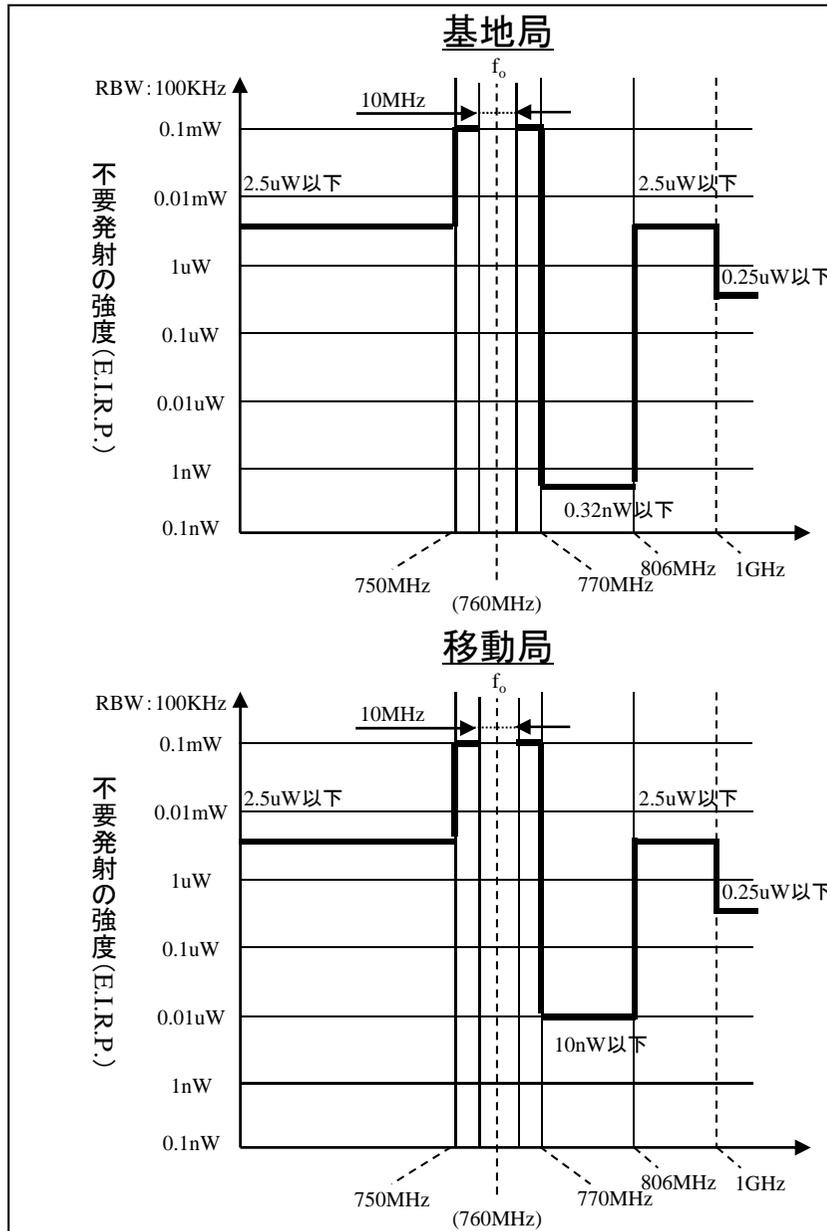


①(イ) 720MHz帯、隣接が移動通信システム下り

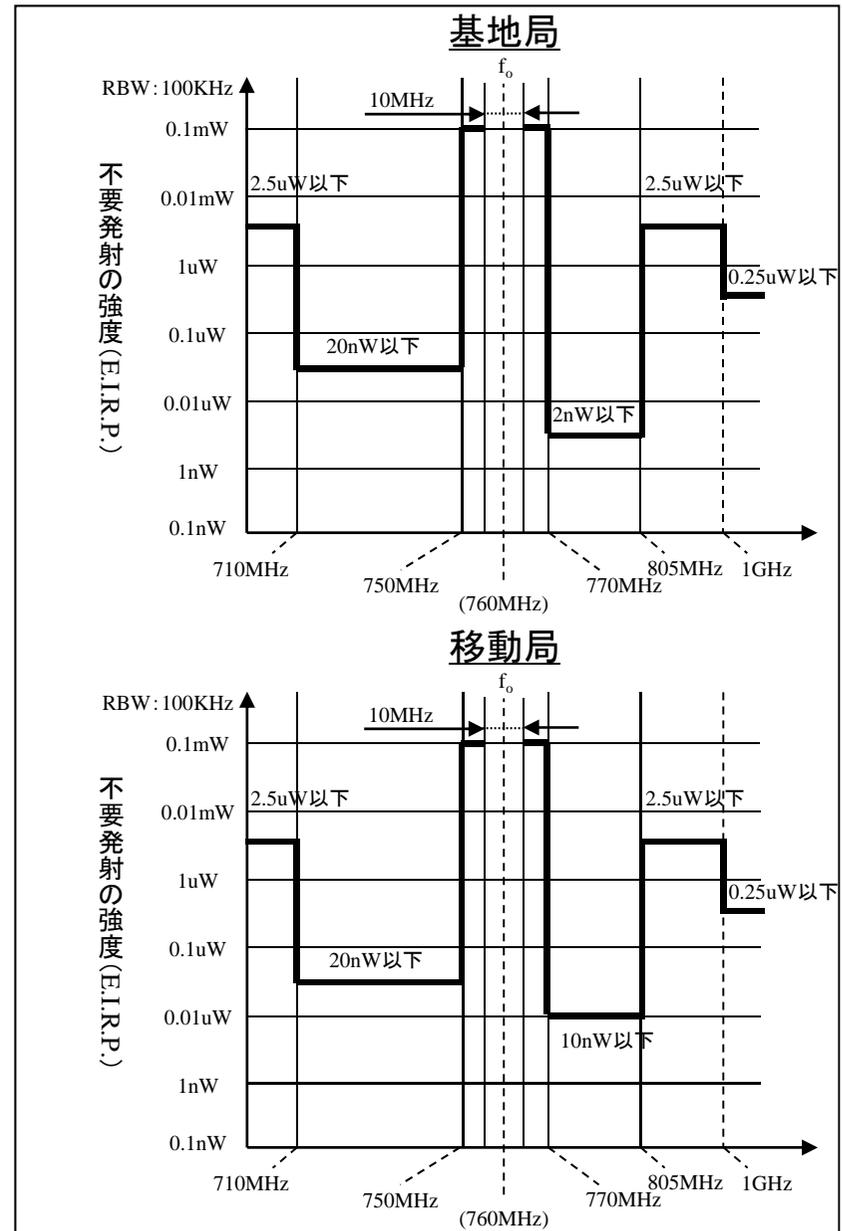


不要発射の強度の許容値 その2 (案)

②(ア) 760MHz帯、隣接がFPU、ラジオマイク



②(イ) 760MHz帯、低周波側隣接が移動通信システム上り



不要発射の強度の許容値 その3 (案)

②(ウ) 中心周波数760MHz、低周波側隣接移動通信システム下り

